○中央選挙管理会告示第八号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十一年中央選挙管理会告示第二十四号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

異動の届出年月日	異動事項		
		旧	新
平成二十二年四月三十日	他の政治団体の名称	新党改革（しんとうかいかく）	新党改革（しんとうかいかく）
	政党その他の政治団体の名称	新党改革（しんとうかいかく）	改革（かいかく）クラブ
	代表者の氏名	舛添　要一	渡辺　秀央

○法務省告示第二百二十九号

北海道雨竜郡沼田町役場備付けの次の一から十までの戸籍の一部及び同役場保存の十一から十五までの除籍の一部が滅失した。

平成二十二年五月二十一日

法務大臣　千葉　景子

一　北海道雨竜郡沼田町字幌新太刀別七百五十六番地の二百二十　段坂　進
二　同町字浅野二百七十七番地　今井　初枝
三　同町南一条三丁目百八十九番地　板久　リヱ
四　同町字共成百十九番地　善方　朝義
五　同町南一条四丁目百九十九番地　**藪**（やぶ）　三郎
六　同町緑町一千二十六番地　安倍三次郎
七　同町字浅野官有地　白井　義直
八　同町字共成八十五番地　吉岡　賢治
九　同町字北竜五百三十七番地　横山　寛治
十　同町字浅野三百十五番地　鍋谷　義清
十一　同町字沼田九十四番地の四　岡田　三郎
十二　同町字幌新二百十九番地　嘉屋　俊
十三　同町字北一条百六十一番地　久本　豊
十四　同町字共成九十一番地　佐々木　昇
十五　同町字本通九十七番地　西野　光美

○外務省告示第二百五十五号

平成二十一年十月十四日にハバナで、技術協力に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十二年四月三十日に効力を生じた。

平成二十二年五月二十一日

外務大臣　岡田　克也

技術協力に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の協定

日本国政府及びキューバ共和国政府は、

技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

また、両国の経済的及び社会的発展の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、キューバ共和国政府の権限のある当局は外国貿易・外国投資省である。

第三条

次の形態による技術協力が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の現行法令に従い、かつ、前条に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練をキューバ国民に提供すること。

(b)　専門家をキューバ共和国に派遣すること（以下、派遣された専門家を「専門家」という。）。

(c)　幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「シニア海外ボランティア」という。）をキューバ共和国に派遣すること。

(d)　キューバ共和国の経済及び社会開発計画の調査を行うため、日本国の調査団（以下「調査団」という。）をキューバ共和国に派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材をキューバ共和国政府に供与すること。

(f)　両政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をキューバ共和国政府に対して行うこと。

第四条

キューバ共和国政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてキューバ国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がキューバ共和国の経済的及び社会的発展に寄与することを目的として使用され、かつ、この目的以外の目的（軍事目的を含む。）に使用されないことを確保する。

第五条

ＪＩＣＡが専門家、シニア海外ボランティア及び調査団を派遣する場合には、キューバ共和国政府は、次の措置をとる。

1　(1)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得の要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　キューバ共和国に派遣される専門家一名につき一台、専門家の家族につき一台、シニア海外ボランティア一名につき一台及びシニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車

(c)　キューバ共和国に自動車を輸入しない専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、当該専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、専門家一名につき一台、専門家の家族につき一台、シニア海外ボランティア一名につき一台及びシニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(2)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、かつ、それらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びに専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の相手方となる当該任務の遂行に必要なキューバ人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　専門家及びシニア海外ボランティアに係る次の諸経費を負担すること。

(i)　通勤費（専門家及びシニア海外ボランティアが(1)(b)(iii)及び(c)に規定する自動車を所有しない場合に限る。）

(ii)　キューバ共和国内の公用出張旅費

(iii)　キューバ共和国内の公用通信費

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、その任期中、キューバ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に必要なすべての政府機関の協力を確保するために、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後キューバ共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に係るそれらの租税（関税を含む。）は、支払われなければならない。